



年金

受給者だより



令和8年6月発行



鹿児島県指宿市

主な掲載内容

- ▶ 令和8年度の年金額の改定について 2
- ▶ 年金額改定・支給額変更通知書の見方について 3
- ▶ 年金支払通知書の見方について 4
- ▶ 再就職している皆様へ 5~7
- ▶ 年金に係る電子申請サービスを開始しました 7
- ▶ 年金相談Q & A 8

年金受給者だよりのQ & Aは、当組合ホームページをご覧ください。

<https://www.chikyosai.or.jp/>

地方職員共済組合

検索



令和8年度の年金額の改定について

令和8年度の年金額は 昨年度から **2.0%** の 引上げとなります



改定後の年金額は、本年6月支給期（4月分、5月分）から支給されます。
令和8年度の年金額については、「年金額改定・支給額変更通知書」を
ご覧ください（くわしくは3ページをご参照ください。）。

令和8年度の年金額改定について

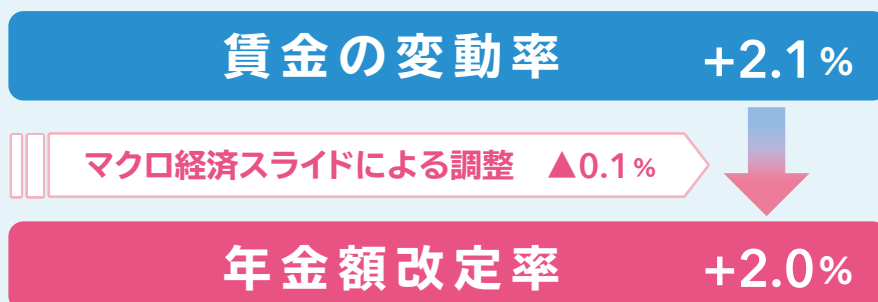
年金額は、毎年の物価や賃金の変動を基準に改定される仕組みとなっています。
令和8年度は賃金の変動率^(※1)プラス2.1%を基準に年金額が改定されます。
この基準となる賃金の変動率に対し、マクロ経済スライド^(※2)によるマイナス
0.1%の調整が行われることにより、令和8年度の年金額は、プラス2.0%の
増額改定^(※3)となります。

※1 厚生労働省発表の「名目手取り賃金変動率」

※2 将来世代の年金の給付水準の確保のため、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて毎年厚生労働省が算定する調整率を控除する仕組み

※3 従前保障額が適用になっている方や異なる改定率を用いる組合員期間（直近の組合員期間）を有する方など、年金額が増額にならない場合や改定率がプラス2.0%に満たない場合があります。
なお、国民年金（基礎年金）の改定率はプラス1.9%となります。

令和8年度の年金額改定率



年金額改定・支給額変更通知書の見方について

このたび送付しました年金額改定・支給額変更通知書の見方について、ご説明します。

1 年金証書記号番号

当組合が付番している年金証書記号番号です。お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

※平成27年10月の被用者年金制度の一元化後においては、一元化前に表示していた15桁目の管理用の番号は表示せず14桁としています。

2 基礎年金番号／年金コード

日本年金機構が付番している基礎年金番号と年金コードです。

3 支給額(支給停止額)変更の経過

ア 年金額

改定後の年金額を表示しています。

イ 改定・変更事由

年金額の改定や支給額の変更がある場合に、その理由を表示しています(なお、「給料再評価」の表示があるときは、2ページで説明している物価や賃金の変動を基に行う改定(令和8年度の年金額の改定について)があったことを指しています。)

4 年金額の内訳

改定後の年金額の内訳を表示しています。

5 平均標準報酬額等の内容

4に記載の年金額の算定に係る期間月数や平均標準報酬額等を表示しています。

6 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額が加算されている場合、内訳を表示しています(配偶者の有無を示す欄ではありません。)

地方職員共済組合 年金額改定・支給額変更通知書

年金の種類 老齢厚生年金

1 年金証書記号番号 第 8 5 9 4 - 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

2 基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 年金コード 1 1 3 0

おむね 伊吹
支給権者の氏名 年金 一郎

支給権者の生年月日 昭和 x x 年 x 月 x 日 支給権発生年月日 令和 x 年 x 月 x 日

1. 支給額(支給停止額)変更の経過				
適用年月	年金額	支給停止額	支給年金額	改定・変更事由
令和x年x月	xxx,xxx円	xxx,xxx円	xxx,xxx円	給料再評価

2. 年金額の内訳					
適用年月	報酬比例部分の額	定額部分の額又は経過的加算額	加給年金額	長の特例加算額	繰上げ加算額
令和x年x月	xxx,xxx円	xxx,xxx円	xxx,xxx円	0円	0円

3. 平均標準報酬額等の内容				
平成15年3月以前の期間	平成15年4月以降の期間	合計	平成15年3月以前の平均標準報酬月額	平成15年4月以降の平均標準報酬月額
xx月	xx月	xx月	xxx,xxx円	xxx,xxx円

4. 加給年金額対象者等の内訳		
配偶者	区分	子
有		

5. 障害の状況	
障害等級	次回診断書提出年月
	年 月

7 障害の状況

障害給付の受給者の方の障害等級と、次回診断書をご提出いただく年月を表示しています(障害等級の欄は、障害給付の等級です。障害者手帳の等級ではありません。)

※受給している年金の種類により、表示される項目の内容が見本と異なる場合があります。

※このほか当組合ホームページの年金受給者だよりのQ&Aをご覧ください。

年金支払通知書の見方について

年金支払通知書は、原則年1回、6月に年金受給者の皆様に送付します。

なお、支払額(2月支給期における端数分の上乗せ^(※)を除きます。)、氏名、住所、振込先等に変更があった場合は、その都度送付します。

今後の支払額に変更がない場合は、差引支払額(①-②+③)欄を合計した額が、次の支払予定日に振込まれます。

※各期支払額において1円未満の端数が生じたときはこれを切捨て、切り捨てた端数の合計額が1円以上となる場合、その合計額(合計額にさらに1円未満の端数が生じた場合は切捨て)を2月支給期の支払額に加算して支払うもの。
4月支給期等の支払額の変更がこの端数調整のみの場合、年金支払通知書は発行しておりませんのでご承知おきください。

年金支払通知書の表示内容について(見本)

年金支払通知書										
① 振込先		〇〇銀行 〇〇支店		振込先		振込先		ア 年金証書記号番号 85940000000000		
①	厚生年金・共済年金		支払明細 (円)		共済年金(経過的職域) 支払明細 (円)		年金払い退職等給付		支払明細 (円)	
	支	当期支給額	〇〇〇	〇〇〇	当期支給額		当期支給額		当期支給額	
	給	支給差額			支給差額		支給差額		支給差額	
	額	一時金返還額		〇〇〇	一時金返還額		一時金返還額		一時金返還額	
②	ウ	差引支給額(①)	〇〇〇	〇〇〇	差引支給額(①)		差引支給額(①)		差引支給額(①)	
	③	ウ	控	介護保険						
			後期高齢医療							
			所得税	〇〇	〇〇					
個人住民税										
④	エ	除	その他保険料							
		その他控除額								
	計	②			計	②		計	②	
		③				③			③	
	④	差引支払額(①-②+③)	〇〇〇	〇〇〇	差引支払額(①-②+③)		差引支払額(①-②+③)		差引支払額(①-②+③)	

ア 年金証書記号番号

8594から始まる番号(14桁)を表示しています。

※平成27年10月の被用者年金制度の一元化後においては、一元化前に表示していた15桁目の管理用の番号は表示せず14桁としています。

① 「厚生年金・共済年金」欄、 「共済年金(経過的職域)」欄 及び「年金払い退職等給付」欄

※平成27年9月30日以前に受給権発生したものの「厚生年金・共済年金」欄に表示しています。

※平成27年10月1日以後に受給権発生したものの持ちの年金種別に応じ、「厚生年金・共済年金」欄、「共済年金(経過的職域)」欄または「年金払い退職等給付」欄に表示しています。

ウ 「控除額」欄

- 「介護保険料」、「後期高齢医療」、「国民健康保険料」または「個人住民税」については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。
- 「その他保険料」は、年金友の会に申し込まれた次の保険の保険料または掛金を表示しています。

【令和8年 6月15日】	団体傷害保険の保険料
【令和8年10月15日】	生命&健康づくりサポートプランの掛金(6か月分)
【令和8年12月15日】	新・団体医療保険の保険料
【令和9年 4月15日】	生命&健康づくりサポートプランの掛金(6か月分)

エ 「③」欄

過去にさかのぼって支給額を再計算した結果、再計算前と再計算後の支給額に差額が生じた場合に「遡及差額」としてその額を表示します。

参考

支払予定日
(令和8年6月以降)
について

- 令和8年 6月15日(4月・5月分)
- 令和8年 8月14日(6月・7月分)
- 令和8年10月15日(8月・9月分)
- 令和8年12月15日(10月・11月分)
- 令和9年 2月15日(12月・1月分)
- 令和9年 4月15日(2月・3月分)

再就職している皆様へ



令和8年4月から在職支給停止の基準額が、51万円から**65万円**に改正されます。

1 お勤めされている間の年金の停止 (在職支給停止)について

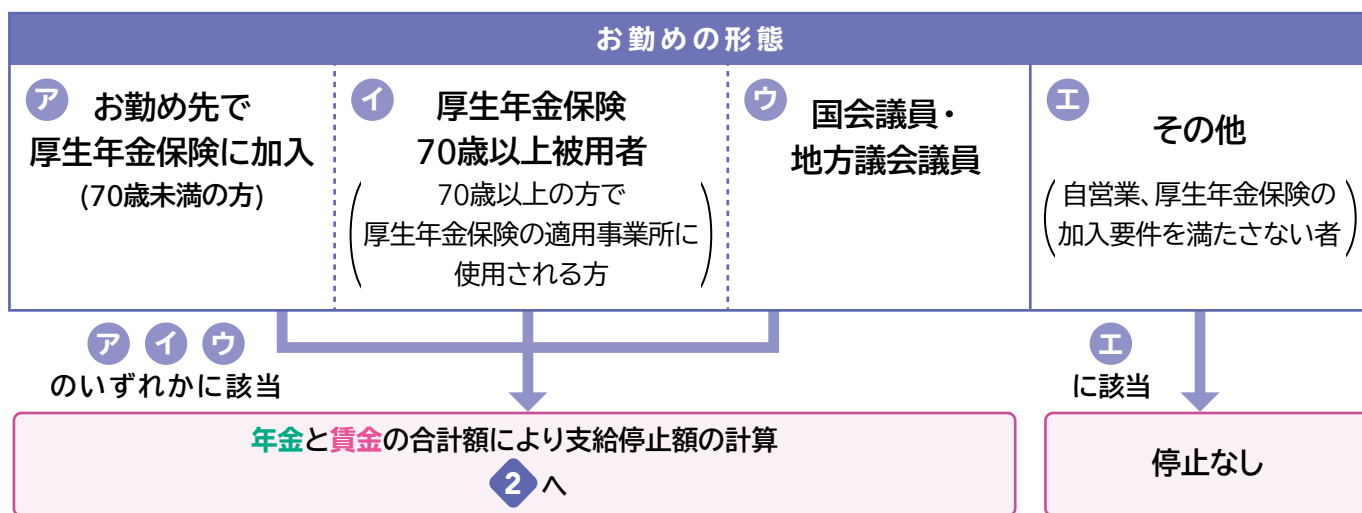
1 お勤めの形態

お勤めの形態によっては、年金の一部または全部が停止されることがあります。



国会議員や地方議会議員に就任した場合は、届出が必要です！

届出が遅れると過払いとなることがあります。



年金

(退職共済年金+老齢厚生年金) × 1/12

職域年金相当部分(経過的職域加算額)、経過的加算額(65歳以上)、加給年金額を除きます。

賃金

標準報酬月額 + (直近1年間の標準賞与額 × 1/12)

直近1年間の標準賞与額は次項をご参照ください(※)。

※70歳以上の方の場合には標準報酬月額に相当する額、標準賞与に相当する額となります。

2 在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賃金の合計額が65万円を超えたら、年金の全部または一部が停止されます。

年金と賃金の合計額

65万円以下

停止なし

65万円を超える場合(停止額を計算)

【停止額(月額)】

(年金+賃金-65万円) × 1/2

(注)停止額の計算を行った結果、報酬比例部分(厚生年金相当部分)が全額停止となる場合、「加給年金額」も併せて全額停止されます。

計算例

老齢厚生年金の報酬比例部分が132万円、標準報酬月額が56万円(賞与の支給なし)の場合

● 1か月あたりの年金額 132万円 ÷ 12か月 = 11万円

● 停止額(月額) = (11万円 + 56万円 - 65万円) × 1/2 = 1万円
報酬比例部分(月額) 標準報酬月額

1か月あたり11万円の年金のうち、1万円が停止、10万円が支給される。

老齢厚生年金の報酬比例部分132万円のうち、12万円は停止となり、120万円が支給される。

2 標準報酬月額について

ご質問の多い内容です。



1 標準報酬月額

- 基本給のほか、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えた総支給額により算出します。
- 1等級(8万8千円)～32等級(65万円)に区分された等級の金額です。
- 毎年、事業主(勤務先)から年金事務所等へ届け出ることにより決定します(定時決定)。
- 定時決定をした後に、再就職先の給料等に大幅な変更があった場合は、次の定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します(随時改定)。
- 標準報酬月額の決定等に係る年金受給者の手続きは不要です(勤務先から日本年金機構等を経由して組合に情報提供されます)

	適用される標準報酬月額	適用時期
定時決定	4月～6月に支払った報酬月額の平均による等級額	9月～翌年8月まで
随時改定	基本給等の固定給が変動した月以後、3か月の報酬月額の平均による等級額(2等級以上差が生じたとき)	固定給の変動月から数えて4か月目の月から <ul style="list-style-type: none"> ● 6月以前の改定…当年8月まで ● 7月以後の改定…翌年8月まで

※標準報酬月額の決定・改定については、勤務先または最寄りの年金事務所にお尋ねください。

2 給料が大幅に変動した場合の在職支給停止

例えば、4月から基本給等の固定給が変動し、4月～6月の平均で算出した標準報酬月額の等級が大幅(2等級以上)に変動した場合は、標準報酬月額が7月から改定され(随時改定)、7月分の年金から停止額が変更となります。なお、7月分の年金は8月支給期に支払われますが、日本年金機構等から標準報酬月額の情報提供が遅れた場合は、その後の情報提供があり次第、7月分に遡って年金支給額を調整します。

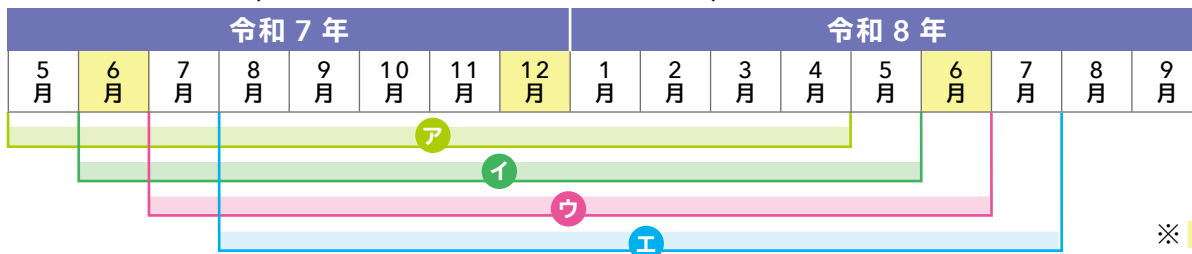
3 直近1年間の標準賞与額について

1 標準賞与額

- 名称を問わず、3か月を超える期間ごとに受けるもののことです。
- その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨て、上限は150万円です。
- 標準賞与額の決定等に係る年金受給者の手続きは不要です(勤務先から日本年金機構等を経由して組合に情報提供されます)

2 在職支給停止の計算に使用する直近1年間の「標準賞与額」の範囲

■ 標準賞与額の範囲(6月と12月に賞与が支給されたケース)



令和8年6月支給期(4・5月分)の支給停止額の計算に使用する標準賞与額の範囲

- 4月分 ア の範囲(令和7年5月～令和8年4月の賞与が対象)
- 5月分 イ の範囲(令和7年6月～令和8年5月の賞与が対象)

令和8年8月支給期(6・7月分)の支給停止額の計算に使用する標準賞与額の範囲

- 6月分 ウ の範囲(令和7年7月～令和8年6月の賞与が対象)
- 7月分 エ の範囲(令和7年8月～令和8年7月の賞与が対象)

3 「標準賞与額」の仮計算

令和8年8月支給期においては、日本年金機構等から令和8年6月の標準賞与額の情報提供が遅れる場合があります。その場合には、令和7年6月と令和7年12月の標準賞与額(イの範囲)を仮に使用して支給停止額を計算し、令和8年10月支給期以降に差額を調整します。

支給停止額の計算シート(1か月あたりの支給停止額)



この計算シートは、簡易的なものです。複数の年金を受給している場合などは、受給している年金に応じて按分することになります。また、端数調整などもしていますので、お知らせしている支給額とは異なることがあります。

1 年金額を確認する (3ページ参照)

「年金額改定・支給額変更通知書」の「2. 年金額の内訳」欄の「報酬比例部分の額」が支給停止の計算対象となる額です。

2 標準報酬月額と直近1年間の標準賞与額を確認する (6ページ参照)

支給停止の計算に使用するもの

- 標準報酬月額
- 直近1年間の標準賞与額 (例: 令和7年12月と令和8年6月の標準賞与額)

(注) 標準報酬月額等の具体的な額については、勤務先などに確認してください

3 1か月あたりの支給停止額を試算する

① 1か月あたりの年金額を算出する

1 で確認した

$$\text{報酬比例部分の額} \div 12 \text{か月} = \text{A} \text{円}$$

② 標準報酬月額と直近1年間の標準賞与額の1か月あたりの額の合計額を算出する

2 で確認した

$$\text{標準報酬月額} \text{円} + \text{直近1年間の標準賞与額} \times 1/12 \text{の額} \text{円} = \text{B} \text{円}$$

標準報酬月額

直近1年間の標準賞与額×1/12の額

③ 1か月あたりの支給停止額の計算

$$(\text{A} + \text{B} - 65 \text{万円}) \times 1/2 = \text{C} \text{円}$$

C の額が1か月あたりの支給停止額です

年金に係る電子申請サービスを開始しました

年金に係る電子申請サービスとは？

スマートフォン等を利用し、「地方職員共済組合マイナ手続きポータル」から年金の受取金融機関の変更等に係る諸変更届の申請や現況届の提出がいつでもオンラインで電子申請できるサービスです。

電子申請対象手続き

- 諸変更届
(年金の受取金融機関の変更、氏名変更、住所変更)
- 現況届

利用対象者

地方職員共済組合の年金受給者

利用方法

「地方職員共済組合 マイナ手続きポータル」からログインしてください。



なお、「地方職員共済組合 マイナ手続きポータル」をはじめて利用する方は、事前に利用申込を行ってください。

年金相談

ねんきんそうだん



ここでは、年金受給者の方からいただくお問い合わせをQ&Aにまとめましたので、ご参考にしてください。



Q

現在、私は再就職しているため、年金の支給が停止されています。近々再就職先を退職する予定ですが、年金の支給を再開してもらうために何か手続きは必要ですか。

A

お勤め先で厚生年金保険に加入していた場合、退職（資格喪失）に係る届出がお勤め先から年金事務所に提出され、この情報が日本年金機構から当組合に提供されますので、当組合への手続きは不要です。日本年金機構から退職に係る情報が当組合に提供されてから年金の支給停止解除をします。

なお、日本年金機構から当組合への退職に係る情報提供が遅れる場合は、当組合に退職に係る情報が提供された後、退職時に遡って支給額を計算し差額を調整いたします。



Q

転居（住居表示の変更を含む。）をしましたが、何か手続きが必要ですか。

A

住民基本台帳ネットワークシステムを利用して当組合の年金システム上の登録住所の変更を行いますので、年金受給者の皆様から当組合への手続きは原則不要です。ただし、電話番号を変更された場合は、当組合で登録しているデータを変更する必要がありますので、当組合（年金相談窓口：03-3261-9850）へご連絡ください。

なお、住所変更の登録が完了するまで2か月～4か月の時間を要します。このため、当組合からの郵送物がお手元に確実に届くように、住民票の変更手続き後、速やかに郵便局に郵便物の転送届をご提出ください。



Q

私は2級の身体障害者手帳を持っていますが、年金額改定・支給額変更通知書の障害等級が空欄になっているのはなぜですか。

A

年金額改定・支給額変更通知書の障害等級は、当組合の障害年金の受給権を有している方の障害等級について記載しているもので、身体障害者手帳の障害等級を記載しているものではありません。

その他、年金額改定・支給額変更通知書の詳しい見方については3ページをご覧ください。

